

「すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例（素案）」  
 に関する意見募集結果について

2021年12月15日（水）から 2022年1月19日（水）まで意見募集を行い、多数のご意見をいただきました。

寄せられたご意見及び市の考え方については、以下のとおりです。

1. 募集結果

募集期間中、77名の方から122件のご意見をいただきました。

2. 意見概要と市の考え方

※提出していただいたご意見は、趣旨を損なわないように要約しています。

※個別施策の提案、要望につきましては、各施策を検討・実施する中で参考にさせていただきます。

条例素案の全般について		
No	意見概要	市の考え方
1	賛同します。(ほか 54件)	本条例案に対して、賛同・支持のご意見をいただき、ありがとうございます。すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちの実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。
2	条例賛成です。障害のある人もない人も、また子供から高齢者まで、誰一人取り残さない、優しい街明石市になってほしい。	
3	この条例は明石市民にとって有益で有り、必要な条例なので、条例の成立を強く望みます。	
4	素晴らしい素案だと思えます。条例が市民に浸透していくように一市民としても取り組みたいし、明石市だけでなく隣の市町村とも今以上にインクルーシブについて連携・理解できたらと思えます。	
5	賛同します。微力ではありますが、少しでも力になればと思っています。	
6	あかしインクルーシブ条例の理念に賛同します。「いかなる差別も許さない」という決意が示されることで、性的マイノリティの当事者である私も、安心してこのまちで暮らしていける根拠になると感じます。 この条例に基づいて、多様なニーズを抱えた当事者の声が反映されるインクルーシブなまちづ	

	くりが、明石でますます進んでいくことを期待しています。	
7	条例は、すべての脆弱な立場にある人を対象とした規定(インクルーシブな規定)になっており、安堵しています。	
8	本来、このような条例を作る必要がないことが理想だと思う。しかし、現実には、弱者が弱者のまま、取り残されているのが実状のようだ。従って少しでも良い方向に進んで、何人かの方が気付を得るため、わかりやすい条例、身近な条例が作成されることを望む。	現状を少しでも変えていけるよう、本条例案の理念を踏まえたまちづくりを、市民の皆様とともに進めてまいります。
インクルーシブについて		
9	条例は必要かと思いますが、対象が障害者に傾いているように思われます。“インクルーシブ”の意味をもう少し広げることが大事かと感じます。	本条例案に対して、賛同・支持のご意見をいただき、ありがとうございます。 「インクルーシブ」は、障害者権利条約やSDGsのなかにも示されるなど、世界が大切にしている理念です。本市は、SDGs未来都市として、その考えを市民の皆様と共有しながら、一緒にやさしいまちづくりを進めたいと考えています。
10	すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブ社会に対する条例には賛成です。全文読ませていただきましたが、“インクルーシブ”という言葉がむずかしく、条文ももうすこし分かりやすく書いてもらえたらありがたいです。	また、「包み込む」「分け隔てない」など様々な意味を包含する言葉でもあるため、あえて特定の日本語に置き換えることなく用いることとしております。
11	すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくりには賛成です。大勢の人々が参加してまちづくりを進めて行くためには、この条例内容をもう少しわかりやすい言葉で広めていく必要があるのではないかと思います。「インクルーシブ」という言葉もまだなじみがなく、イメージが沸きにくいと思います。	インクルーシブという言葉が難しいというご意見は真摯に受け止めて、条例についての丁寧な啓発に取り組みとともに、現在作成している逐条解説やパンフレットにおいてその基本理念や内容等をわかりやすく説明してまいります。
12	条例に賛成します。ただ、「インクルーシブ」と聞いてピンとくる人がどれだけいるのか？もっとわかりやすい日本語の表現はないものか？市民への「インクルーシブ」の意味内容を周知する必要があると思う。	
13	「インクルーシブ」は前文や第2条等で定義されているが、法令、特に条例の名称は多くの市民が理解できる言葉とすべきである。	

14	<p>インクルーシブという理念は、障害者福祉や教育界において、ほぼ障害を持つ人々との共生について用いられてきたと思われる。しかし、デザインなどから始まったユニバーサルの概念がソフト面まで波及するのと相まって、インクルーシブ社会は高齢者や子どもなどすべての人を対象に包摂する理念となってきた。そして、コロナ下で皆が苦しむ今、すべての人とその多様な困難をも共有していこうというスタンスは、この条例化の前文として時宜を得ている。令和のインクルーシブをめざしてほしい。</p>	
<p>全体意見ほか</p>		
15	<p>条例の制定を強く求めます。前文の文言にすべてが集約され、また財政上の担保も掲げていることで本条例の実現が見えます。障がい当事者のみならず、その方たちを支える、特に知的・精神障がい者にかかわる代弁者としての家族に対する配慮もよろしく願います。</p>	<p>本条例案に対して、賛同・支持のご意見をいただき、ありがとうございます。 条例の制定をきっかけとして、誰一人取り残さないやさしいまちづくりがさらに進んでいくように、ハード・ソフトの両面から、具体的な取組を進めてまいります。</p>
16	<p>条例案において、障害のあるなしに関わらず、また年齢に関わらず必要とする支援を受けられるようになることはとても良いことで支持します。</p> <p>ハード面でのバリアフリーは目に見えて整ってきていることがわかりますがソフト面でのバリアフリーは繊細な面もあり時間もかかることと思いますが市が明文化したことで進んでいくことを期待したいと思います。</p>	
17	<p>以前と比べると障害のある人と過ごすことが特別ではなくなってきたが、障害のある人と明石駅前やアスピア明石周辺清掃を行っている、まだまだ特別視されている感覚があります。まずは障害を知ってもらうことが大事で、その上で障害を理解してもらい差別のない社会になってほしいです</p> <p>時のわらしが駅前清掃等を行う事で、障がいについて知ってもらえるきっかけになっているな</p>	

	<p>嬉しいです  条例が紙の上だけの物になってはいけないと  思いますので、市が先導し具体的な目標を決め、  地域で取り組めると良いと思います。</p>	
18	<p>インクルーシブ社会を実現するための具体性や  行動計画、数値目標が不十分である。</p>	<p>本条例案はまちづくりの方向性  を定めたものであり、具体的な施策  や数値目標等は各分野の計画等に  位置付けていくものと考えており  ます。</p>

条文素案の個別内容について		
No	意見概要	市の考え方
①前文について		
19	<p>前文が読み手に教示する印象が残る文体なの  で、「ですます調」に改めたほうがよい。</p>	<p>ご意見を受けまして、前文を修正  しています。</p>
②定義・基本理念について		
20	<p>第2条や第3条で「地域」、「地域社会」という  文言があるが、共生社会は地域においてのみ  実現するものではないので、限定する字句は  不要ではないか。</p>	<p>ここで使用する「地域」は、障害者  権利条約第19条で示す「地域  社会」と整合させています。  障害者等を施設に隔離していた  歴史を背景として、すべての人が  生活する場を「地域社会」と定義し  ており、本条例の「地域」も「学校、  職場、公共施設及び交通機関等」も  含む幅広い生活の場として用いて  います。</p>
21	<p>第2条4号で、障害者等の定義として、  「障害者をはじめ、日常生活又は社会生活の様々  な場面において支援を必要とする状態にある者  をいう」としてありますが、意味においては変わ  らないもの、前文に掲げてある言葉から、「障害  者や高齢者、生活困窮者など、日常生活又は  社会生活のさまざまな場面において支援を必要  とする状態にある者をいう」と明記する方が、こ  の条例に対する理解を得やすいのではないかと</p>	<p>本条例案では、誰もが加齢や  病気などで、いつかは支援が必要な  状態になりうるという前提のもと、  その状態に着目することで、すべて  の人が支援の対象になると考えて  おります。  定義の例示につきましては、例示  を増やすことで、例示にない方が  対象外とみなされる恐れがあると</p>

	<p>かんが 考えます。</p>	<p>の意見があり、最小限の例示として</p>
22	<p>第2条4号「障害者等」の定義では、「障害者＝要支援者」という定型志向が表れています。年齢、性別、障害、人種など具体的な例示をするほうがよいと思います。「インクルーシブ条例の手引き」には例示が記載されていますが、数年経てば手引きを参照しながら条例を読む市民はほとんどいなくなってしまうと思います。</p>	<p>おります。そのなかでも障害者を例示しているのは、本市が障害者施策を手掛かりとして「誰もが暮らしやすいまちづくり」を進めてきたことや、優生保護法における優生思想の法制化などにより、多くの障害者が苦しんできた歴史的背景</p>
23	<p>「障害者」という言葉が多過ぎ、従来の障害者ベースを脱却していない。特に「障害者等」という一括した表現は、むしろ障害者を特殊視しているようにさえ感じる。便宜上にはせよ、ユニバーサルデザインを広めたロナルド・メイスの障害を超える発想とは乖離する。ちなみにSDGsの17項目では、各々の問題において該当する、高齢者・子ども・女性などを脆弱な立場として複数取り上げて説明している。</p> <p>『やさしいまち』をめざすなら、「…など困難を抱える人々」、「要支援者」など先ずは『やさしい表現』ですべての人を包摂すべきではないか。感染症以前から格差や災害も増大し、多くの人が困窮し分断されている。</p>	<p>を踏まえたものです。</p> <p>ご意見を踏まえまして、啓発活動を進める中で、すべての人が自分らしく生きられるまちづくりは、障害者だけではなく、すべての人のセーフティネットに繋がることを市民の皆様にご理解いただけるように、取り組んでまいります。</p>
24	<p>インクルーシブなまちづくりには、自治会や町内会、集合住宅等の管理組合、ボランティア団体及びNPO等の地域組織の役割は欠かせません。地域組織の用語を定義する条文を新設してはどうでしょうか？</p>	<p>ご意見のとおり、インクルーシブなまちづくりには、地域組織の力は欠かせません。ただ、本条例案におきましては、地域組織は、「市民」や「事業者」の定義で包含していると考えています。</p>
25	<p>この条例に賛成です。誰一人取り残さない優しい街の実現に必要な条例だと思います。研修や教育を通じて、一人ひとりの意識の向上を図るということに期待しています。字ばなければ、理解し、行動することはできないだろうと思うからです。</p> <p>条例の文章の中の「性別」という言葉は、男性と女性という意味に使われてきたと思います。</p>	<p>本条例に対して、賛同・支持のご意見をいただき、ありがとうございます。ご意見を参考にしながら、取組を推進してまいります。</p>

	多様な性があることを考えるともっと適当な言葉があるのではないのでしょうか。	
26	第3条の2の「インクルーシブ社会は、障害者等が(中略)その参画が地域社会全体により効果を生み出すために必要であると理解されることを基本として実現されなければならない。」という表現がわかりにくい。障害のある人々の地域社会の参画は、基本的人権を有する社会の一員として当然だからであり、社会一般の功利性のためではない。ただ障害者の利便を図ると、社会一般の潜在的な問題が軽減される。例えば駅のホームドアは、視覚障害者だけでなく子どもや高齢者にも安全をもたらす。結局障害者の問題はほぼ社会に通底することだから、皆に「やさしいまち」になれるということではないか。またそうして弱者と共生し、支え合うことが「やさしいまちづくり」である。これは大切なことなので、誤解のないよう丁寧に言及してほしい。	一般的には障害者等(支援が必要な人)は弱い存在として捉えられる傾向があります。この条例案では、「障害者等=支援されるだけの存在」ではないということをしっかりと示し、障害者等が自ら決定することの必要性やその参画が社会により効果を生み出すことの理解が大切だと考えています。 ご意見を踏まえながら、取組を推進してまいります。
③基本方針について		
27	雇用・労働関係のなかで不平等が生じる環境を表す用語としては、「職場環境」ではなく広義の意味を有する「就労環境」のほうが適切です。	ご意見を受けまして、修正しております。
28	第8条では、あらゆる差別の解消に取り組むのは「市」だけとなっています。あらゆる差別の解消についても、「みんなで」取り組まなければなりません。	ご意見を受けまして、修正しております。
29	インクルーシブ施策に関して障害者や当事者への参画は、基本的人権として当然である。「重要性・有効性」などという発想は不適切である。認識の未熟な子どもも国連の「子どもの権利条約」で子どもの意見表明・参加の権利が保障されている。当事者抜きに物事を決めるのは人権侵害につながる。優生保護法に顕著だ。私の息子には知的障害があるが、かつて作業所の運動会で障害物競走が行われたとき、「障害で邪魔なこと…」と違和感・不快感を口にした。そ	確かに、障害者等を含むすべての市民の参画は、人権と等しく保障されて当然のものです。しかしながら、障害者等の声を十分に聴けていない部分があるのが現状です。それを変えるためにも、4つの基本方針の1つとして、障害者等の参画の条項を設けています。 また、「重要性・有効性」という表現は、決して事務局独断の表現

<p>の瞬間、彼らが苦しんでいる障害がゲーム化されている理不尽さまた残酷さに私も初めて気づいた。その自立支援の作業所を運営していたのも、元特別支援学校の先生方だった。親でも専門家でも何ごとも当事者以上にはわからない。東京オリンピックで「3000m障害」という陸上競技(名)があり、続いてパラリンピックが行われでも奇妙に思わない。</p>	<p>ではなく、当事者・支援者を含む条例検討会の議論の中で、「当事者参画を単なる義務的な印象の規定にするのではなく、そのプロセスを通じて社会が今よりもよくなっていくといった印象の表現としてほしい」といった声があったことを踏まえ、その大切さとより良い効果が期待される、という趣旨で用いられた言葉です。そういった趣旨が市民の皆様にもご理解いただけるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>
--	---

④基本的施策について

<p>30 この度のインクルーシブ条例の制定、賛成です。誰にでもやさしい街をめざすためにも必要だと思います。</p> <p>特に、第3章第12条インクルーシブ教育の推進をしっかりとってほしいと思います。すべての子どもが地域の学校に行くのは当たり前、そして入学が認められたからには、そこでその子に必要な教育を提供できるように、支援員、看護師等の配置をしてほしいです。親も情報は提供し協力しますが、親が行事に付き添うことを前提にするような今の学校現場を変えてほしいと思います。そして、PTAへの啓蒙をしっかりとしてほしいです。子どもは家庭で親の言動、考えを知らぬ間に取り込んでいきます。学校でインクルーシブ教育がされても家庭でそれを壊すようでは、効果がありません。</p> <p>条例の制定、そしてしっかりとした実践を期待します。</p>	<p>インクルーシブ教育の推進は、専門的な人材の活用をはじめとする人件費のほか、施設整備費など多くの費用がかかるものと考えています。</p> <p>全体的な予算措置については、第7条で述べていますが、第12条第5項において、取組を推進するために、市が必要な措置を講じる旨を改めて示しています。</p> <p>ご意見を踏まえながら、しっかりと取り組んでまいります。</p>
<p>31 第3章の施策に広報ないし広報教育についての条項を追加してはどうか。インクルーシブの考え方や施策を市民や事業者、関係機関に広く周知することは不可欠です。条文化するまでもないかもしれないが、あるほうが良いと思います。</p>	<p>ご意見として今後の参考にさせていただきます。</p>

	た。	
32	<p>学校教育の場で精神障害についての教育を意識的に取り入れることが大切だと考えます。精神障害は非常にポピュラーなものであり、5人に1人は一生の間に何等かの精神疾患にかかるとされています。子どもたちが自身が精神疾患になったときのために、また精神疾患を抱える人と接するときのために、学ぶこと、実際に接し、あるいは話を聞くことの重要性を思っています。</p>	<p>ご意見を参考にしながら、施策運営を行ってまいります。</p>
33	<p>第15条 地域生活の支援に、精神障害者への支援がとりわけ求められていることを明記してほしい。</p> <p>精神障害者を病院に隔離収容し社会から排除する歴史の延長戦上に今の社会があり、いまだ多くの市民が精神科病院に長期入院している。あるいは地域に住む精神障害者の生活を支援する資源の不足があります。この、インクルーシブの反対、エクスクルーシブの解消ないし改善は特筆すべきと考えます。</p>	<p>精神障害者においては、これまでの排除の歴史などを踏まえますと、本人が望む場所で生活するために、支援が必要であることは、検討会でも共有されているところです。</p> <p>ご意見を参考にしながら、施策運営を行ってまいります。</p>
34	<p>第15条 福祉人材の確保に関して、彼らも労働者として適切な労働環境・待遇を図られるべきだ。コロナ下の今、エッセンシャルワーカーの重要性が注目されているが、当該施設の職員も含めて考えてこそ皆のインクルーシブ社会が進むと思われる。</p>	<p>本市では、福祉人材の確保・待遇の改善に向けて、「施設整備・人材育成室」を設置し、具体的な取組を進めているところです。</p> <p>ご意見を参考にしながら、施策運営を行ってまいります。</p>
35	<p>13～15条等は、既に他の法令で定めがあると思われ、本条例で新たに記載すべきこととは思われない。</p>	<p>確認的に規定しているものも含め、インクルーシブ社会の実現に大切と考える事項については、本条例案で改めて明記しています。</p>

上記以外にも、明石市の取組に対するご意見やご要望を多数いただきました。今後のまちづくりの参考にさせていただきたいと思っております。

<障害理解の環境づくり>

○地域の一員として活動するために障害を持った方々当事者を含めて幼稚園、小学校、中学校等出前の講座ができるように環境作りをしていただきたい。

○障害を持つ人など手助けが必要だと思われる場面で 大概の方がどう対応声をかけて良い



のかわからない。その一歩を踏み出せるように 学校などで体験することが重要かと思う。  
大人でも やはり身近に 体験する機会を作って欲しい。

○ハンディキャップ 別の介助の講習会等を地域毎に開くのはどうでしょうか

○小学校だけでなく、中学校、高校、大学などでも手話の体験教室をしてほしいです。また、スーパーや警察、病院、消防署などで働いている職員対象にも手話を教えて覚えてほしいです。他に障害のある人で、視覚障害者、車いす利用者や肢体不自由の人、知的障害者やその家族の人々にも、手話を体験し、ろうあ者のことを理解してもらい、手話でコミュニケーションをとって交流したいです。

#### <安全安心な移動手段の確保>

○歩道について、段差や幅、ガードレールの有無、植栽などを点検し、車イスでも安全に通れるようにしてほしい。

○JR 明石駅だけでなく、他の鉄道会社各駅にもホームドアなど落下防止のしくみを工夫して頂きたい。また、危険な踏切についても点検をお願いしたい。

○駅構内のエレベーター、エスカレーターの位置情報がわかりづらく、電車を降りた時 探して歩くことがあります。子どもから 高齢者 障害者の方々が、全てにわかるかたちでもうすし配慮があればと思います。あと、構内の点字ブロックの幅が狭いところの工夫もしていただいた方が安全だと思います。

○コミュニティバスのような小さなバスでよいので、本数を増やしていただきたい。

○バス停のイスや雨よけの設置、清掃をお願いします。

○西明石、明石間の(22系統)バスをよく利用しますが、同じ時間に車椅子2台乗らねばならない時があります。2台可能な場合と そうでない場合(車種)があって、積み残される人がありました。どちらの方も定期的にその時間利用されているようです。

○車いす用の駐車スペースを、一般の方が利用して困ることがあります。取り締まることのできればいいなとも思います。

#### <その他の要望など>

○ろう者の専門の相談員(ろう者)を市役所に採用してほしいです。

○パピオスに設置されている「耳の不自由な方のTEL(手話フォン)」を増やしてほしいです。

○いま明石市には、耳が聞こえない人専用の施設はありません。聞こえないと言っても、聴覚障害だけではなく、視覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害、内部障害などさまざまな障害を併せ持つ人もいると思います。障害児をもつ親、聞こえない家族がいる人、加齢により聞こえにくくなる人など、さまざまな人が集まり、お互いに情報交換しながら悩みが出し合える場があったらいいと思う。そういう施設を望みます。

○手話通訳の派遣について、みんなが安心して手話通訳が利用できるように 24時間利用できる制度があれば安心と思う。特にコロナ禍では、不安を抱える人が多くいます。夜間休日

の緊急時にも安心して利用できる派遣制度を望みます。

また、ろう者の中間通訳が制度としてあれば良いと思います。中間通訳とは、手話通訳の対象となるろう者が、重複障害や未就学等で十分に情報が理解できない場合に、別のろう者が手話通訳者が通訳した内容をかみくだいてわかりやすく伝えるイメージです。そういう人が、現在の派遣制度と同じように登録して派遣されると良いと思います。

○災害時について、私の場合は市外に通勤しています。もし、災害が起こったときに市外にいた場合、どうなるのか、連絡はしてもらえるのか方法を考えたいと思います。

○今、明石駅のコンコースに自由にだれでもひけるピアノが設置してあります。週の半分あの場所を通るので、楽しくきかせてもらっています。

ただ、ある土曜日の夕方、歓声や拍手、音が重なって、騒然としていたので、白杖を使っておられる方は方向がわからなくなるなど不自由はなかったのかなと気になりました。

○主人が障がい者です。左手が使えません。コンビニ等でペットボトル飲料をかうと店員さんにあけてもらったり、口を使ってあげたりしています。音のビンの飲料のときにあったようなキャップをあけられるような物を設置していただくとありがたいと思います。

○目に障害のある友人が、コンビニの入口がわかりにくく、入りにくいと言っていました。

○障害を抱えているため、自治会活動に参加できない。加入を強制せず、役員などの重責には充てないなどの配慮をお願いしたい。自身の障害を何度も説明し、謝り続けることは苦痛です。